

郡山市上下水道局給水施設寄附採納取扱要綱

平成17年1月20日制定

平成29年4月1日一部改正

令和7年4月1日一部改正

[営業課]

(目的)

第1条 この要綱は、郡山市財産規則（昭和40年郡山市財産規則第50号）第8条に基づき、給水施設寄附採納の取扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この要綱の適用範囲は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 郡山市水道事業給水条例（昭和41年郡山市条例第21号）、郡山市簡易水道事業給水条例（昭和42年郡山市条例76条）及び給水装置工事施行基準（令和7年4月改正）に適合した資材等を使用し、施行しているもの。
- (2) 公道に設置されている給水施設であること。
- (3) 給水管については、口径が50mm以上であること。ただし、新設の給水管については、本市が行う配水管布設条件等の協議内容等を反映させた管種及び口径とすること。
- (4) その他郡山市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が必要と認めたもの。

(条件)

第3条 管理者は、受納する給水施設について必要と認めたときは、改善を命ずることができる。

(協議)

第4条 寄附申込者は、給水施設寄附申込をする場合、お客様サービスセンターと事前協議をするものとする。

(手続き)

第5条 手続きは、次の各号に定めるところによる。

- (1) 給水施設寄附申込書（第1号様式）による。
- (2) 当該財産の現況、名称、区分、種目、数量及び沿革
- (3) 当該財産の評価額
- (4) 当該財産に係る設計書及び図面
- (5) 寄附しようとする理由
- (6) その他管理者が必要と認めたもの。

(寄附の受納)

第6条 管理者は、給水施設の財産を受納したときは、寄附申込者に対し、寄附受納書（第2号様式）を交付するものとする。

附 則

この要綱は、平成17年1月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

給水施設寄附申込書

年 月 日

郡山市上下水道事業管理者

住 所

申込者

氏 名

下記の給水施設を貴局に寄附いたしますので採納ください。
 （なお資産内訳書と図面は別紙に添付いたします。）

記

施設の場所	郡山市	
施設の名称		
資産の取得額		
計本・計量番号	計本・計量第 号	計本・計量第 号
完成年月日	昭和・平成 年 月 日 完 成	
路線名 (路線番号)	国・県・市道 線 (第 号)	
	国・県・市道 線 (第 号)	
施工業者		
寄附の目的		
引渡希望年月日	平成 年 月 日	
摘要		

寄附受納書

年 月 日

様

郡山市上下水道事業管理者

印

年 月 日付けで寄附申込みを受けた財産を下記のとおり受納しました。

記

財産の所在地	郡山市
財産の名称	
財産の種目及び構造	
財産の数量	
寄附の目的	
摘要	